

幼児教育の無償化について

1 国の動き

平成31年 4月 9日	子ども・子育て支援法改正案 衆議院本会議可決
平成31年 4月12日	子ども・子育て支援法改正案 参議院本会議審議入り
令和元年 5月10日	子ども・子育て支援法改正法の一部を改正する法律 成立

2 無償化実施方法(概要)

(1)幼稚園(私学助成)

①無償化の対象 満3～5歳の園児

②無償化の実施方法

□教育標準時間部分の利用料

10月より子育てのための施設等利用給付(以下、「施設等利用給付」という。)が交付されることとなります(月上限25,700円)。所得制限はありません。

□預かり保育料

保育の必要性がある児童のみを対象に、新たに預かり保育への補助が始まります。施設等利用給付により実施されます(月上限11,300円)。
満3歳児クラス在籍児の場合、保育の必要性がある児童のみを対象に、保育所等との公平性の観点から住民税非課税世帯児のみ給付を受けることができます(月上限16,300円)。

③副食費

年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の児童の副食費を、実費徴収に係る補足給付において補助します[未定稿]。

(2)認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業

①無償化の対象 保育の必要性のある、3～5歳及び0～2歳のうち住民税非課税世帯の児童

②無償化の実施方法

保育の必要性のある児童の保育料について、施設等利用給付が交付されることとなります(3～5歳児は月上限37,000円、所得制限なし。0～2歳児は住民税非課税世帯児のみが対象、月上限42,000円)。

3 食材料費について

保育園に通う3歳から5歳児に係る主食費については公定価格に含まれていないことから、すでに実費徴収の対象としている自治体(都外)があります。今回の幼児教育無償化において国は副食費についても実費徴収の対象とする方針を示しております。現状の食材料費の理論値の合計額は7,430円となります。

4 条例改正について

保育園の利用者負担額が変更になることに伴い、東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正するため令和元年第2回定例会に条例を提案するため、準備を進めています。